

消費者取引の適正化等に関する調査 - 前払式特定取引等を中心として -

< 調査結果に基づく通知 >

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、東北管区行政評価局が独自に、地域の住民生活に密着した行政上の問題を取り上げ、調査を実施し、必要な改善を図るもので、調査結果については、平成16年4月15日、東北経済産業局に対して結果通知したものです。

< 本件照会先 >

総務省東北管区行政評価局

担当部長 永岡 裕昭

(担当) 平柳和佳 022(262)8458

馬場秀生 022(262)9234

概略

背景

前払式特定取引

冠婚葬祭互助会に関する苦情が増加

平成3年度978件 平成12年度2,264件

民事再生法適用申請事例や営業廃止事例の発生

特定商取引

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売 **トラブル**の増加

- 東北経済産業局の重点施策 「消費者関連法の執行体制の強化」
- 監視体制の強化と厳格な取締りが求められている

調査の実施

今回の調査の結果、以下の点について改善措置を講ずべきことを通知

割賦販売法(前払式特定取引)関係

- 1 財務内容の改善
- 2 法手続の的確な実施等
 - ア 届出の励行の確保
 - イ 立入検査結果の厳正な確保

特定商取引に関する法律関係

- 3 法違反のおそれのある事業者等に係る情報の的確な把握
- 4 法違反のおそれのある事業者等に対する調査の迅速かつ的確な実施

通知先: 東北経済産業局
通知日: 平成16年
4月15日

通知事項1 財務内容の改善

制度・仕組み

前払式特定取引では・・・

純資産比率、経常収支比率、流動比率等、**事業者が確保すべき財務内容に関する諸指標**が定められている

予約前受金については的確な保全、運用が必要
預金等安全性ある資産に充当すること

月掛金が所定の支払時期より4か月以上遅延しているもの
20日以上相当な期間を定めて**支払催告**を行う



催告後の処理

-) 契約解除の申出 解約処理
-) 保留扱いの合意 前受金保全措置
-) 上記以外 月掛金中断後5年を経過した時点で雑収入に計上(貸借対照表にその旨注記)

雑収入に計上した後も前受金として保全措置を講じ、契約の解除が行われていない場合は、加入者により申出があれば、互助会は施行を行う

現状・実態

調査の結果、平成15年12月までに貸借対照表及び損益計算書が提出された35事業者のうち、**確保すべき財務内容に関する諸指標が基準を下回っている事業者**がみられた

- ・純資産比率 **9事業者**
- ・経常収支比率 **3事業者**
- ・流動比率 **20事業者** 等

前受金の運用状況については、価値変動の激しい**株式投資**や**他事業者に無担保融資**を行っているなど、適正を欠く運用を行っているものがある

月掛金の払込みが中断した場合の処理状況

調査した8事業者のうち・・・

- ・払込み中断後5年を経過した者の前受金を**雑収入に繰入れていないもの** **3事業者**
- ・繰入れを行っている5事業者において、繰入れの前提となる**書面での支払催告を行っていないもの** **4事業者**
- ・雑収入で繰入れた前受金について、**貸借対照表に注記していないもの** **全事業者**

通知要旨

財務内容に関する諸指標が基準を下回っている事業者については、その適正化を図るよう、より一層指導すること

予約前受金の適正な運用について、指導の徹底を図ること

月掛金中断者の既払い掛金の適正な処理について、指導の徹底を図ること

通知事項2 法手続の的確な実施等 ア 届出の励行の確保

制度・仕組み

前払式特定取引業者は、割賦販売法等に基づき、

- ・ 財産及び収支に関する報告書
- ・ 許可事項の内容に関する変更届

の報告(届出)を行わなければならない。

現状・実態

東北経済産業局所管の前払式特定取引業者45事業者について、

財産及び収支に関する報告書を提出していないもの **3事業者**

提出していても内容に誤りのあるもの **5事業者**

役員の変更届出を行っていないもの **2事業者**

通知要旨

法定の定期報告及び変更届の励行の確保に努めるとともに、提出された内容についても正確性の確保を図ること

イ 立入検査結果の厳正な確保

制度・仕組み

東北経済産業局による立入検査



通商産業省経済産業局長通達「割賦販売法の施行について(昭和48年6月21日付け48企局第524号)」による「割賦販売法第44条の規定による立入検査の実施要領」に基づき実施

現状・実態

立入検査の実施状況を調査したところ…

指摘事項の改善確保が十分図られていないもの
4事業者

通知要旨

購入者等の利益の保護を図るため、立入検査結果の厳正な確保に努めること

通知事項3 法違反のおそれのある事業者等に係る情報の的確な把握

制度・仕組み

特定商取引とは・・・

訪問販売取引、通信販売取引、電話勧誘販売取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供取引、業務提供誘引販売取引

報告徴収、立入検査及び指示に関する事務等は、経済産業大臣から経済産業局長へ事務委任されている



経済産業省(経済産業局を含む)は特定商取引に違反するおそれのある事業者等に関する調査を実施

総務庁

経済企画庁

指導監督部局が都道府県消費生活センター等から情報収集できる仕組みを整備するよう勧告(平成4年6月勧告)

通信販売広告をする際には、販売価格又は役務の対価、代金又は対価の支払の時期及び方法等を表示しなければならない

現状・実態

管内の県消費者行政主管課、消費生活センター等で構成する会議等を開催



法違反のおそれのある事業者等に係る情報について、恒常的に情報を入手できる体制になっていない

平成14年度に消費生活センターに相談が寄せられた、特定商取引法上問題があるとみられる36事業者

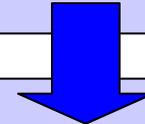


うち東北経済産業局では17事業者を把握していない(平成16年2月10日現在)

新聞折込み広告の継続的な点検・監視は行っていない



新聞折込み広告49事業者中、29事業者において不適正と判断される表示



通知要旨

法違反のおそれのある事業者等に係る情報について、消費生活センター等地方自治体の相談機関に寄せられた相談を恒常的に入手できる体制の構築を会議等の場を活用して要請するとともに、その実現を図るべく、経済産業省本省にも検討を要請すること

新聞折込み広告等を対象にした継続的な点検・監視の実施について検討を行うこと

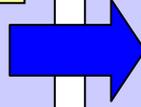
通知事項4 法違反のおそれのある事業者等に対する調査の迅速かつ的確な実施

制度・仕組み

- ・ 消費者被害を未然に防止
- ・ 悪質な販売手法による法違反行為を抑止



- ・ 迅速かつ的確な調査
- ・ 法違反が認定された事業者に対する行政処分の実効性の向上
…が不可欠



現状・実態

平成11年度～14年度の特定商取引法に係る消費者相談件数 260件 413件

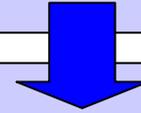


行政処分の件数は、11～15年度において
合計3件にとどまっている

平成14年度以降に法違反のおそれのある事業者に対する調査を開始したものから選定した8件のうち、調査の終了した5件



1年以上の期間を要したもの 2件



通知要旨

調査期間及び行政処分の見込み等について、適切な進捗管理を行うことにより、より迅速かつ的確な法執行に努めること